

騒音測定

騒音測定の問題点

騒音測定においては、測定時点でマイクروفオンに入力される音には不純物である暗騒音が含まれていることから、特定騒音の測定ではこの暗騒音の影響を排除しなければ正しい結果は得られません。

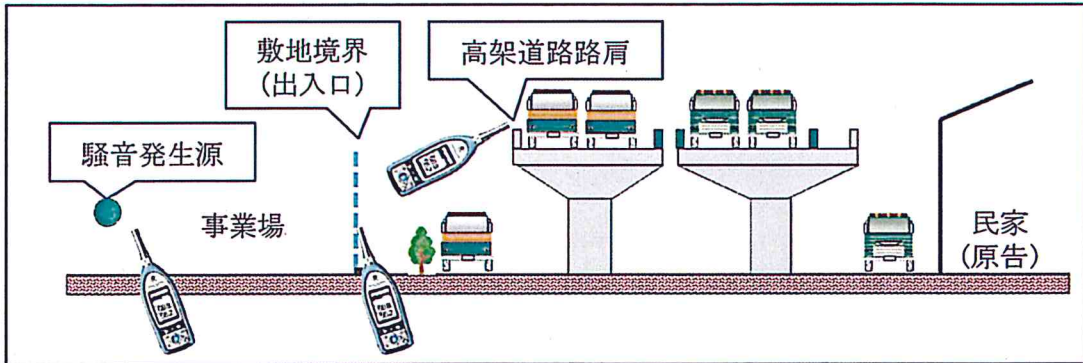
そのためには例えば敷地境界で測定される騒音レベルが発生源からであるか暗騒音からであるかをみなければならず、したがって、発生源、敷地境界等、主たる暗騒音源の騒音レベルを同時に連続して測定しなければなりません。

東亜環境サービスの騒音測定

東亜環境サービスの騒音測定においては、下例に示すとおり、騒音発生源、敷地境界、主たる暗騒音発生源の3点以上の地点での多地点同時連続騒音測定及びその解析を行っております。

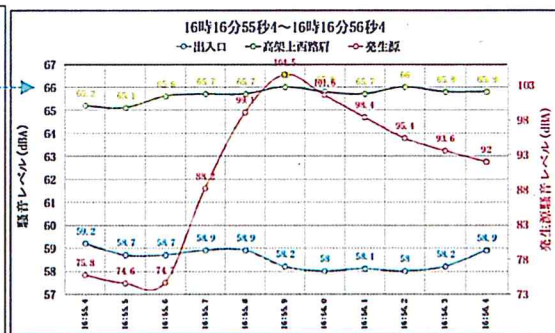
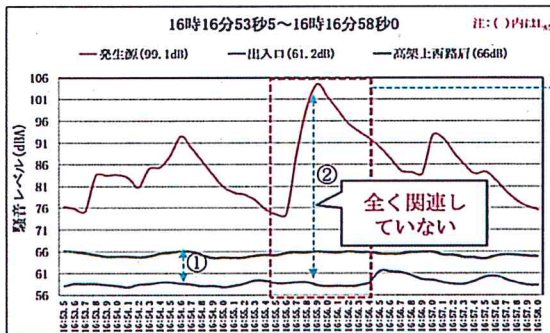
この例の事業場は敷地境界で規制基準を超えていると行政機関から改善通知を受けているところであり、なお、当該行政機関は暗騒音の測定を行っておりませんでした。(民家が事業者に損害賠償請求、原告高裁敗訴、上告棄却された。)

多地点同時連続騒音測定例

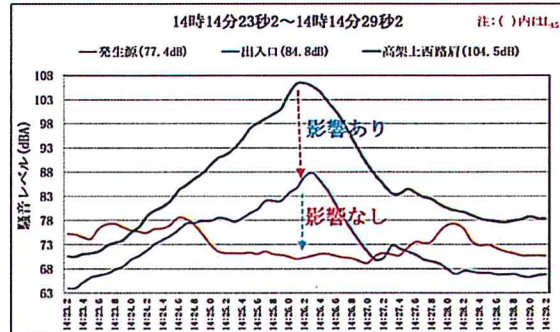


本件測定例の解析結果(一部)

本件測定結果の解析結果の一部は次のとおりで、騒音発生源騒音レベルが74.6dBAから104.5dBAに上昇しても出入口騒音レベルは逆に0.5dBAほど低下しており、この結果から発生源騒音レベルは出入口騒音レベルに影響していないことが明らかであります。



一方、右図のとおり発生源騒音レベルが低く推移している状況において高架上路路肩騒音レベルが上昇すると出入口騒音レベルも上昇し、その推移の波形も近似しているが、発生源騒音レベルは、むしろ低下の傾向がみられ、これは道路交通騒音が発生源騒音に影響していない、いわゆる逆伝播もないということであり、この結果からも発生源騒音レベルは出入口騒音レベルに影響していないことが明らかであります。これは、発生源と出入口及び主たる暗騒音源の騒音レベルを同時連続測定した結果により明らかとなったものであります。



東亜環境サービスの多地点同時連続騒音測定の実績

大都市下水道処理施設(2)、廃棄物リサイクル事業場(2)、その他公共施設、風力発電施設

暗騒音の影響を受ける地点での騒音測定

<http://jglobal.jst.go.jp/public/20090422/201102224180715482>